

リレーコラム

日本酪農の経営基盤強化のために 何をすべきか

わが国の生乳生産量は730万トンまで減少し、歯止めのかからない状況が続いている（2018年酪農乳業情報）。また、生乳生産は北海道の道東地域に集中する傾向があり、多くの生乳が移送されて都府県への供給体制は整ったかのように思われる。しかし、2018年は5つの台風が上陸して、その都度供給が途絶え逼迫する状況が続いた。まさに、都府県の生乳供給体制の脆弱さが露呈した年となった。その要因を明らかにすべく、都府県酪農の問題は飼料自給率の低下を憂慮すべき事態として、これまでに多くの先行研究で論じられてきたが、昨今では、新たな問題として後継牛が不足していること、酪農経営の減少と新規就農者への対応が不十分であることが指摘されている。このような状況を踏まえて、都府県において酪農家の減少を抑える方策を強化すべきであると考えている。

前掲のリレーコラムでは、吉村秀清氏は次世代を担う後継者について触れていた。ここでは、農業経営を譲る親世代と後継者の間に大きな溝があること、経営環境が大きく変わり、後継者は新たな将来像や考え方をみせていることを指摘していた。つまり、親元就農においても世帯間ギャップが生じ、経営継承に陰りがみえている現状で、第三者経営継承や独立就農といった酪農新規参入は果たして可能であるのか、まさに経営を担う人材と必要な後継牛が不足しているところに辿り着くのであろう。そこで、今回のリレーコラムでは、後継牛確保と新たに経営資源を調達し、就農する酪農新規参入の2点を取り上げて、調査報告をもとに都府県酪農の展望について議論したい。

都府県酪農は急速な飼養頭数規模の拡大により、乳牛初妊牛を導入する経営が増加している。多くの経営は肥育素牛を売却して、その導入資金を調達しているが、肥育素牛価格の高騰は乳用雌子牛の生産を抑制し、その影響で2017年以降、北海道では一頭あたり100万円を超える乳牛初妊牛が日常的に取引されている。一方、効率的に雌子牛を確保するために性選別技術の利用が普及されつつあり、畜産クラスター事業などの施策も強化されている。筆者は栃木県の事例において、徹底した性選別技術の利用により効率的に雌子牛を確保し、5年間で経産牛は2倍、未經産牛は3倍に増加したこと、さらには更新率が高まり、乳質も改善したことを報告している。しかし、酪農経営の多くは、性選別技術の利用により、黒毛和種の人工授精や受精卵移植への選択性を高め、雌子牛の増頭に結びついていないことも同時に明らかにしている。また、都府県の戸別経営における乳牛初妊牛の生産は、不足する労働力と経営資源により、公共育成牧場への預託を希望する酪農家が増加している。ところが、公共育成牧場は1990年の1,179牧場をピークに、2016年には723牧場まで減少し、さらに、夏季利用率90%以上の牧場は52%、周年預託の利用率は80%を超え、雌子牛の預託ができない状況に陥っている。その対策として、公共育成牧場の再整備が進められており、新たな形態として熊本県や栃木県、山梨県などで、高度な繁殖技術を駆使した育成牛預託が開始されている。しかし、これらの公共育成牧場において性判別精液は利用されているものの、黒毛和種の受精卵移植に重点が置かれ、依然として後継牛が不足しているのが現状である。一方で、酪農経営と密接な関係にある乳用種の肥育経営においても新たな問題が生じている。

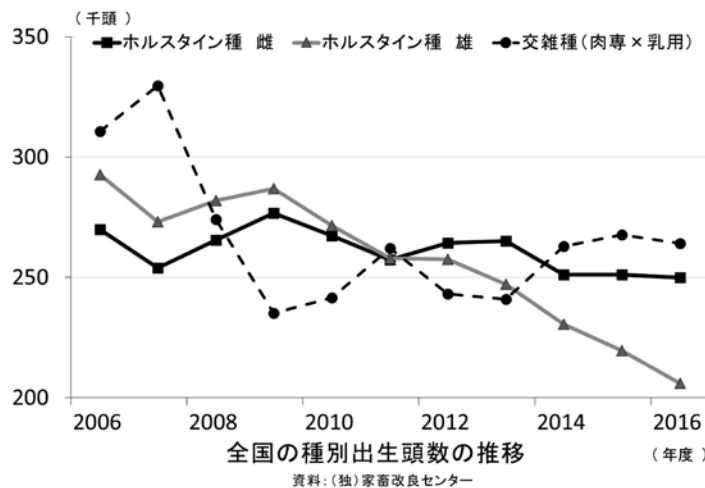
性選別精液の普及にともない、雄子牛分娩頭数が減少していることである。本来、雄分娩比率は52%程度であり、雌と比較してやや高く推移してきたが、過去10年間の分娩頭数比率の推移を概観すると、2011年に乳牛雌子牛の分娩頭数が雄子牛と逆転している。一般的には交雑種生産と乳用種生産は相反する動向を示すが、昨今は異様な推移を示している。性判別精液の効果が認められる一方で、雄分娩比率は45%まで漸減しているのである（図、2016年）。その影響は確実に乳用種去勢牛の肥育経営に及び、肥育素牛価格は高騰している。酪農経営と肥育経営はいわば表裏一



日本獣医生命科学大学 応用生命科学部 准教授 長田 雅宏

体の関係にあって、ここでも担う牛の供給問題が浮上している。

次に酪農新規参入の成功要因について検討したい。都府県酪農の対5年前減少率は22%となり、北海道と比較して8ポイント高く、年平均で538戸の酪農家が離農している（農林水産省畜産統計、2018）。この問題に逸早く取り組んできた北



海道浜中町では、2004年に（有）浜中町就農者研修牧場を設置し、新規参入者の支援を行ってきた。この地域は、1983年から40戸余りが新規参入するなど実績を上げており、離農があっても新規就農者を定着させて、生乳の確保はもとより、地域社会の存続に寄与してきた。かたや関東地域では、2015年までの12年間に9戸が新規参入しているが、そのうち4戸が既に離農している。その原因は高額な農地価格による在村離農であり、賃貸借による新規参入と農地の流動化が遅々として進展しないことが明らかになっている。また、新規参入者へ適確な情報が伝わらないことにより、移譲希望者と参入希望者とのマッチングまでに至らない事例も多くみられる。都府県において一部の行政機関、畜産関連団体等の指導により、第三者経営移譲システムや継承をサポートする組織づくりに取り組む事例も紹介されているが、定着していないのが現状である。一方、富山県や島根県では、地域の農家や家畜商、乳業資本を中心に情報を集約し、新規参入を後押しする新たな事例も確認されている。生乳を取り扱う総合農協においても、酪農家が減少している現実を受け止めて、新規参入への対応を促進すべきである。酪農新規参入の成功要因は、地域が一体となって情報を共有し、温かく迎え入れる支援体制を構築することである。その対応が危急の課題となっている。

2018年4月より、「畜産経営の安定に関する法律」が施行された。本法律は1961年策定の「畜産物価格安定に関する法律」を57年ぶりに改定をしたものである。酪農に関しては、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（不足払い法）を廃止して制度の恒久化を図り、生乳販売の競争力強化を目的に、交付対象事業者の範囲が拡大された。新たな需要の創出と酪農経営の所得向上、農協共販体制の見直しが掲げられているが、指定団体制度の是非を問う法律とも捉えることができる。指定生乳生産者団体は、生乳の需給調整という重要な役割を果たすとともに、酪農教育ファームなどの活動を通じて、消費拡大や担い手育成にも努めている基幹団体である。農業政策において、競争力強化のために規制緩和と構造改革が加速しているが、農業本来の構成単位である家族経営の安定した生産環境を堅持し、存続するためには必要な組織であると考えている。また、農地の流動化による担い手確保の新たな対策を打ち出さなければ、生乳生産の維持はできない。酪農の持続的発展のためには揺るぎない政策支援が肝要となり、後戻りできない状況に陥る前に、まずは日本酪農の現状を見据えて直面する諸問題に対し、あらゆる担い手対策を講じることを願ってやまない。